

秋田県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置網漁業及び漁船漁業等の資源管理協定

（目的）

第1条 本協定は、「秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）」（以下「県資源管理方針」という。）に定める秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業及び秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業の漁獲可能量を適切に管理することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小型魚 30キログラム未満のくろまぐろをいう。
- 二 大型魚 30キログラム以上のくろまぐろをいう。
- 三 漁獲可能量 県資源管理方針別紙1-3及び別紙1-4の第3で定める方法により配分された知事管理漁獲可能量をいう。
- 四 定置網漁業 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づく小型定置漁業、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第9号に掲げる建網漁業をいう。
- 五 漁船漁業等 法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた沿岸くろまぐろ漁業その他定置網漁業以外の漁業をいう。

（本協定の対象となる水産資源の種類、水域及び対象とする漁業の種類）

第3条 本協定の対象となる水産資源の種類、水域及び対象とする漁業の種類は、県資源管理方針別紙第1-3及び別紙1-4に定めるものとする。

（本協定の参加団体）

第4条 本協定の参加団体は、定置網漁業及び漁船漁業等を営むものが所属する漁業団体とする。

（協定管理委員会の設置）

- 第5条 本協定を円滑に実施するため、参加団体の代表者（以下「委員」という。）から構成される協定の管理に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
 - 3 委員は、やむを得ず欠席する場合、委員会へ委任状を提出し、委員会の表決に従うか、又は、代理人を立て、表決を委任することができる。
 - 4 委員会の事務局は、秋田県漁業協同組合に設置するものとする。

(資源管理の目標)

第6条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2-1及び別紙第2-2に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第7条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 参加団体の漁獲枠の設定及び管理

イ 委員会は、過去の漁獲実績等に基づき、参加団体の小型魚及び大型魚の漁獲枠（以下「漁獲枠」という。）を設定し、管理するものとする。参加団体は、漁獲枠を遵守するものとする。

二 参加団体の漁獲枠の変更

イ 委員会は、漁獲状況に応じて協議の上、漁獲量の総量が漁獲可能量に達する前に限り、参加団体の漁獲枠を変更することができる。ただし、小型魚及び大型魚の漁獲可能量は変更できないものとする。

ロ 定置網漁業団体については、漁期終了時に小型魚及び大型魚の漁獲枠の未消化分（以下「残枠」という。）があった場合、漁船漁業等団体へ残枠の譲渡を検討する。

ハ 委員会は、漁獲枠を変更した場合、遅滞なく秋田県知事に届け出なければならない。

三 漁獲枠遵守のための具体的な管理措置

イ 参加団体は、漁獲量の総量が漁獲枠に到達した後においては、当該到達した日の翌日から翌年3月31日まで小型魚又は大型魚を対象とする操業を取り止める、若しくは採捕したものをただちに放流するものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第8条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、適宜、委員会が履行確認を行うこととする。

2 全ての参加団体は、前項の履行確認に協力するものとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第9条 全ての参加団体は、法第30条、第58条において読み替えて準用する第52条及び第90条の規定に基づき、漁獲量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を知事に報告するものとする。なお、これらの報告は秋田県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年秋田県規則第56号）に基づく漁獲報告をもって代えることができるものとする。

2 全ての参加団体は、協定の実施のために必要な履行確認や効果の検証等の情報を秋田県及び委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第10条 第7条の具体的な取組の小型魚及び大型魚の管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の検証は、前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、委員会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 参加団体等に所属する全ての構成員(以下「参加漁業者」という。)による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について委員会で調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、委員会は当該参加漁業者の違反を秋田県に申し出るとともに、当該参加漁業者の所属する参加団体に対し、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の委員会が講ずる必要な措置は以下のとおりとする。

一 参加団体が、それぞれの漁獲枠を超過した場合には、当該超過した数量を当該参加団体に対し翌管理年度の漁獲枠から差し引く。

二 前号において差し引いた数量は、委員会が管理する漁獲枠の留保に繰り入れるか、又は、必要に応じ、当該参加団体以外の参加団体に対し追加配分する。

4 第1項の調査及び協議の結果、参加漁業者が本協定に違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続(本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定)自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加漁業者は本協定の枠組みから離脱しなければならない。

5 第1項の調査及び協議の結果並びに第2項及び第4項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加団体の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第12条 本協定に参加しようとする団体は、委員会に対して、参加届出書を提出しなければならない。この場合において、本協定への参加は、委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加団体の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じた場合、当該参加団体は、委員会に対して、変更届出書を提出しなければならない。

3 参加団体が本協定を脱退しようとする場合、当該参加団体は、委員会に対して、

脱退届出書を提出しなければならない。この場合において、本協定からの脱退は、委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(議決権及び決議)

第 14 条 本協定の参加団体の議決権は、1 参加団体に付き 1 票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

- 一 第 11 条第 4 項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権 (当該違反をした参加漁業者が所属する参加団体の有するものを除く。) の 3 分の 2 以上
- 二 本協定の変更及び本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の 3 分の 2 以上
- 三 本協定の廃止 議決権の 5 分の 4 以上

(委員会の機能)

第 15 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 協定に違反した参加団体に対する措置に関する事務、協定への参加又は協定への脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
- 二 法及び漁業法施行令 (昭和 25 年政令第 30 号) の規定に基づく報告、申請及び届出 (本協定の手続を経たものに限る。) に関する事務
- 三 その他本協定の手続において委員会に委任することが決議された事務 (訴訟及び不服申立てを除く。)

(その他)

第 16 条 本協定に定めのない事項については、委員会で協議の上、決議し定めるものとする。

附 則

本協定は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

(本協定の参加団体)

秋田県漁業協同組合

- | | | | |
|-------------|--------------|---|--|
| 中央北地区定置網漁業 | 代表 杉本 勇助 |  |  |
| 中央南地区定置網漁業 | 代表 有限会社 台島大謀 | | |
| 北部地区漁船漁業等 | 代表 武田 雄次 |  | |
| 中央北地区漁船漁業等 | 代表 西方 強 |  | |
| 中央南地区漁船漁業等 | 代表 伊藤 公男 |  | |
| 南部地区漁船漁業等 | 代表 鈴木 理一 |  | |
| 八峰町峰浜漁業協同組合 | 代表理事組合長 |  | |
| 能代市浅内漁業協同組合 | 代表理事組合長 | |  |
| 三種町八竜漁業協同組合 | 代表理事組合長 |  | |

(立会人)

- | | | |
|---------------|---------|--|
| 秋田県漁業協同組合 | 代表理事組合長 |  |
| 秋田県農林水産部水産漁港課 | 課長 |  |

(以上)